

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百二十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第九中「グラチラマー酢酸塩製剤」を

「グラチラマー酢酸塩製剤
セクキヌマブ製剤」
に改める。